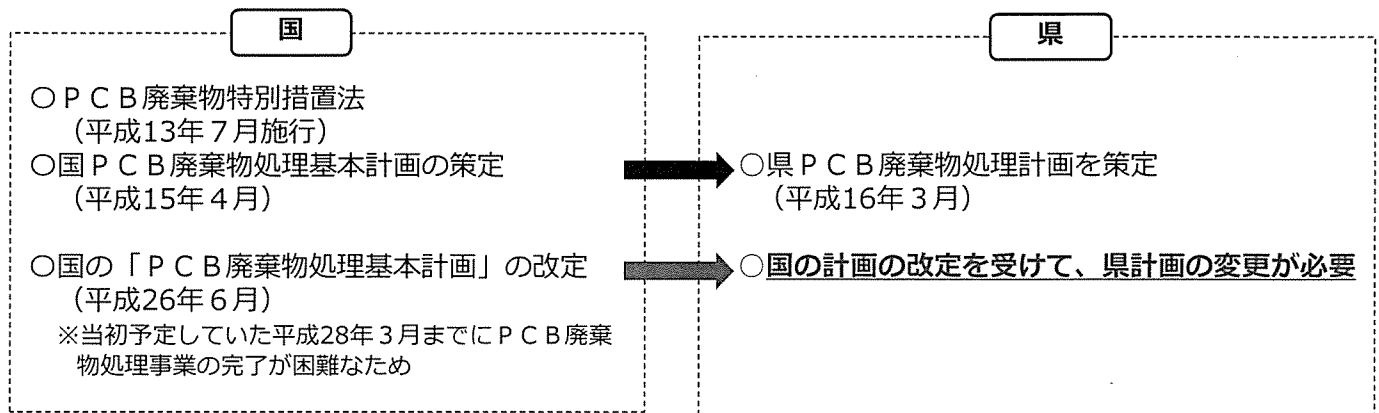


## 奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の概要

### 1. 計画改定の背景

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」に基づき、国が平成15年4月に「PCB廃棄物処理基本計画」を策定したことから、翌年3月に「奈良県PCB廃棄物処理計画」を策定し、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を進めてきました。

現計画では近畿エリアなど一部の地域における蛍光灯用安定器等の処理体制が未整備となっているなどの課題がありましたが、この度、これまで処理できなかった蛍光灯用安定器等の処理体制が整ったことから、国は平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画を変更しました。これを受けて、県は、国の変更計画に即して奈良県PCB廃棄物処理計画の変更を行いました。



### 2. 県計画の主な変更点

#### ① PCB廃棄物の処理年限の延長と処理体制の変更

旧計画			新計画		
種類	処理事業者	処分期間	種類	処理事業者	処分期間
高圧トランス・コンデンサ等	環境事業団の処理施設 ※現JESCO大阪	～平成27年3月	高圧トランス・コンデンサ等	JESCO大阪(大阪府)	～平成34年3月31日
			ポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部	JESCO豊田(愛知県)	～平成35年3月31日
			安定器等・汚染物	JESCO北九州(福岡県)	～平成34年3月31日
			低濃度PCB廃棄物	無害化処理認定施設※全国29カ所(H27.12.28現在)	～平成39年3月31日

#### ② 県内のPCB保有量・使用量・処分見込み量を更新

当初計画策定(平成16年)後、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪PCB処理事業所及び無害化処理認定施設によるPCB廃棄物の処理が進んでおり、また、未把握のPCB廃棄物の調査が進んでいることから、県内のPCB保有量・使用量・処分見込み量を更新。

#### ③ 早期処理のための取り組みを追加

県内のPCB廃棄物の処理を期限までに完了させるためには、行政へ届出されていないPCB廃棄物を把握する必要があることから、所管行政庁が関係機関等と連携し、PCB廃棄物の掘り起こしを行い、PCB廃棄物の未処理事業者一覧表の作成と未処理事業者に対する指導を行うことを追加しました。